

平成28年12月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 三輪 英梨子

平成27年(ワ)第8965号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成28年9月7日

判 決

[Redacted]

原 告 [Redacted]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
磯 雄 太 郎

東京都 [Redacted]

被 告 西 山 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告 佐 藤 [Redacted]

埼玉県 [Redacted]

被 告 土 岐 [Redacted]

東京都 [Redacted]

石栗 [Redacted] こと

被 告 鈴 木 [Redacted]

千葉県 [Redacted]

[Redacted]

被 告 亀 井 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告 平 澤 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告 小 田 切 [Redacted]

東京都 [Redacted]

被 告 竹 ヶ 原 [Redacted]

埼玉県

被 告 本 橋

上記9名訴訟代理人弁護士 堀 敏 明

主 文

- 1 被告西山、同佐藤、同土岐、同鈴木、同亀井、同平澤、同竹ヶ原及び同本橋は、原告に対し、連帯して、1705万円及びこれに対する被告西山、同鈴木、同平澤、同竹ヶ原及び同本橋について平成27年5月20日から、被告佐藤及び同土岐について同月21日から、被告亀井について同月24日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告小田切に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告に生じた費用の9分の1と被告小田切に生じた費用を原告の負担とし、原告に生じたその余の費用と被告小田切を除く被告ら8名に生じた費用を同被告ら8名の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して、1705万円及びこれに対する被告西山、同鈴木、同平澤、同竹ヶ原及び同本橋について平成27年5月20日から、被告佐藤、同土岐及び同小田切について同月21日から、被告亀井について同月24日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、ウエスト・リッチジャパン株式会社（以下「訴外会社」という。）の従業

員から勧誘を受けて、訴外会社との間でCO2排出権に係る取引（以下「本件取引」という。）をし、委託保証金の支払をした原告が、本件取引が賭博又は詐欺に該当する違法なものであり、その勧誘も違法である旨、あるいは、その勧誘に説明義務違反、適合性原則違反の違法がある旨を主張して、訴外会社の取締役又は従業員であった被告らに対し、不法行為（民法709条、719条1項）又は取締役の任務懈怠（会社法429条1項）による損害賠償請求権に基づき、支払われた委託保証金相当額1550万円及び弁護士費用相当額155万円並びにこれらに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 争いのない事実等

次の事実が、当事者間に争いがなく、証拠（甲2、3、4の1～7、甲5、8、乙2～11）及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

(1) 当事者

原告は、昭和10年 月 日生まれの女性である。

訴外会社は、社員研修、教育セミナー、パソコン教室、コンピューターシステム、ソフトウェアの開発、労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、職業安定法に基づく有料職業紹介事業、経営コンサルタント業、金融商品投資に関する自己売買及び取り次ぎ、代理店業務などを行う会社である。なお、訴外会社については、平成26年12月17日、破産手続開始決定がされ、平成27年3月13日、破産手続廃止決定がされた。

被告西山 (以下「被告西山」という。) は、平成24年10月上旬から平成25年5月17日までの間の当時、訴外会社の代表取締役であった者である。

被告佐藤 (以下「被告佐藤」という。)、同土岐 (以下「被告土岐」という。)、同鈴木 (以下「被告鈴木」という。)、同亀井 (以下「被告亀井」という。)、同平澤 (以下「被告平澤」という。)、同竹ヶ原 (以下「被告竹ヶ原」という。)、同本橋 (以下「被告本橋」という。) は、いずれも上記の

当時、訴外会社で営業を担当する従業員であった者であり、被告小田切■■■■（以下「被告小田切」という。）は、上記の当時、訴外会社で事務職を担当する従業員であった者である。

(2) 本件取引の仕組み

本件取引は、取引単位を1000メトリックトン、呼び値をユーロ建/1メトリックトン、保証金を20万円/1枚、追加保証金を必要保証金の50%相当、売買手数料を1枚当たり往復2万1000円として、顧客と訴外会社の間でCO2排出権の売買（相対取引）をし、差金決済を行うというものである。本件取引に適用される取引レートは、ECX（欧州気候取引所）及びカバー取引先（なお、カバー取引とは、相対取引の場合には取引業者も重大な損失を被るリスクがあり、これを減少・回避するために、別の市場等において顧客と同じ注文をして行う取引である。）における取引レートを基準として、訴外会社がツーウェイ方式により提示するものとされ、取引期限については、毎営業日午後4時をロールオーバー時間とする自動ロールオーバー方式が採られ、帳入値段については、訴外会社の提示価格とされている。

(3) 本件取引の経緯

ア 被告土岐は、平成24年10月上旬頃、訴外会社の営業担当従業員である小松■■■■（以下「小松」という。）と共に、本件取引の概要が記載されている「CO2排出権取引説明書」（甲2。以下「本件説明書」という。）などを携えて原告宅を訪問し、原告に対し、本件取引を勧誘した。原告は、この勧誘に応じて、訴外会社に対し、「口座開設申込書兼約諾書」（甲3）を提出して本件取引を開始し、本件取引に係る委託保証金として、訴外会社に対し、以下のとおり、合計1550万円を支払った。

(ア) 平成24年10月15日 300万円

(イ) 同月31日 300万円

(ウ) 同年11月14日 300万円

(エ) 同年12月4日 300万円

(オ) 平成25年1月15日 200万円

(カ) 同年2月28日 100万円

(キ) 同年5月17日 50万円

イ 訴外会社は、原告に対し、本件取引を終了するまでの間に、192万1500円を支払った。

ウ 原告及び訴外会社は、平成26年1月8日、取引終了承諾書（乙2。以下「本件承諾書」という。）を交わした

2. 争点

(1) 本件取引の違法性等（争点1）

（原告の主張）

ア 本件取引の賭博該当性

本件取引は、CO2排出権価格及びユーロ円為替レートを差金決済指標とする私的差金決済取引である。このような仕組みを有する本件取引においては、CO2排出権価格もユーロ円為替レートも、顧客及び訴外会社が予見できず、また、それらの意思によって自由に支配することができないものであるから、本件取引は、偶然の事情によって利益の得喪を争う行為であり、刑事罰をもって禁止される賭博に該当し、公序良俗に反するものというべきである。そうすると、被告土岐及び小松が原告に対して本件取引を勧誘し、原告から高額の手数料や委託保証金を一方的に徴求した行為も、公序良俗に反し、違法であるといわざるを得ない。

なお、訴外会社は、金融商品取引に関する何らの許可・登録を受けておらず、違法な取引・勧誘を行わないための人的構成・組織体制のための法律上の担保を欠き、取引上の義務の履行を担保し得る資産を確保し、財務状況を開示させる制度的担保がなく、顧客からの預かり資産を分別管理しておらず、資産の管理状況も公開されていない。そうすると、被告土岐及び小松の上記行為は、正当業務行為として違法性を阻却されるものでない。

イ 本件取引の詐欺行為該当性

本件取引は、差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標であるCO2排出権価格及びユーロ円為替レートについて、訴外会社がこれを一方的、恣意的に決定することができる仕組みになっており、訴外会社は、本件取引に係る約定レート等の取引内容を恣意的に操作していたものである（なお、この主張は、本件取引が賭博に該当する旨の主張と選択的な関係にある。）。

また、そもそも、訴外会社が海外市場あるいはカバー取引先との間において取引をしていた事実は認められず、本件取引自体、CO2排出権を客体とする売買の実体を有するものではない。訴外会社は、本件取引にCO2排出権売買の実体がなく、出捐された金員を返還する意思も能力もないのに、これらがあるかのように装い、高齢者をターゲットとして出資金や委託保証金等の名目で金員を出捐させるという商法による違法な詐欺行為に該当するものといわざるを得ない。

そうすると、被告土岐及び小松が原告に対して本件取引を勧誘し、原告から高額の手数料や委託保証金を一方的に徴求した行為は、違法である。

ウ 本件取引の勧誘に係る説明義務違反

本件取引は、相対取引であり、顧客と業者の利害が決定的に対立するという構造を有するから、被告土岐及び小松は、顧客に本件取引を勧誘するに当たり、相対取引であることから生じる本件取引のリスクを具体的に説明すべき義務があった。それにもかかわらず、被告土岐及び小松は、原告に対し、本件取引のリスクについての具体的な説明をしていないのであり、被告土岐及び小松による原告に対する本件取引の勧誘は、説明義務に違反し、違法である。

エ 本件取引の勧誘の適合性原則違反

原告は、本件取引をした開始当時、76歳であり、投資的投機的取引の知識経験が全くなく、相対取引の意味すら理解できなかったばかりか、本件取引について海外のどこかと取引をするという程度の認識しかなく、本件取引がCO2排出権を取引するものであることすら分らなかった。このような原告の属性に本件取引のリスクの態様を併せみれば、原告に対して本件取引を勧誘してこれを開始させ、継続させること

は、適合性原則に違反するものといえ、被告土岐及び小松による原告に対する勧誘は、違法である。

(被告らの主張)

ア 本件行為の賭博該当性について

訴外会社は、本件取引について、金融庁等の官公庁から指導等を受けたことも、警察から賭博である旨や金融商品取引法、商品先物取引法に違反する旨の指摘を受けたこともなく、本件取引は、正常かつ合法である。原告の主張によれば、訴外会社が差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標であるCO₂排出権価格及びユーロ円為替レートを一方的、恣意的に決定していたというのであるから、本件取引は、偶然の事情によって利益の得喪を争う賭博に該当しない。

したがって、被告土岐及び小松による本件取引の勧誘は、違法ではない。

イ 本件行為の詐欺行為該当性について

本件取引の差損益計算に大きな影響を及ぼす差金決済指標であるCO₂排出権価格及びユーロ円為替レートの基準として、訴外会社が提示しているものであり、訴外会社が取引レートを一方的、恣意的に決定できるものではない。また、本件取引は、CO₂排出権の売買としての実体を有しているものである。実際に、訴外会社は、本件取引が相対取引であることに伴うリスクを回避・減少して訴外会社及び顧客を保護するために、H₂トレーディング株式会社（以下「H₂トレーディング」という。）との間でカバー取引を行っている。

したがって、訴外会社が詐欺行為を行っていた事実はなく、被告土岐及び小松による本件取引の勧誘は、違法ではない。

ウ 本件取引の勧誘に係る説明義務違反について

被告土岐は、小松同席の下、原告に対し、本件説明書（甲2）に記載された勧誘方針に基づいて本件取引を勧誘したものであり、本件説明書に基づき、本件取引の内容やリスクについても繰り返し説明した。これに対する原告の対応は、「小松さんが勧

めてくれているんだから、そんなに一々詳しく説明してくれなくてもいい」というものであった。

したがって、被告土岐は、原告に対して説明義務を尽くしており、その勧誘は、違法ではない。

エ 本件取引の勧誘に係る適合性原則違反について

原告は、3000万円未満の金融資産を保有し、株式取引、投資信託のほか、投資的取引を行うイーパートナーズ株式会社との間で社債購入取引を行うなど、十分な投資経験を有していた。また、原告は、被告土岐から説明を受け、すべてを了解した上で本件取引に応じたものである。

したがって、被告土岐による本件取引の勧誘に適合性原則違反の違法はない。

(2) 被告らの責任原因（争点2）

（原告の主張）

ア 被告西山の責任

被告西山は、訴外会社の代表取締役として、当然に本件取引の違法性を認識しており、顧客に対し、本件取引の勧誘をしてはならない義務を負っていたにもかかわらず、本件取引の勧誘をするよう被告土岐ら訴外会社の従業員に指示をして、前記のとおり、原告に対する違法な勧誘をさせたものであるから、不法行為に基づき、その勧誘によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

また、被告西山は、訴外会社の代表取締役として、訴外会社の事業が適法なものとなるように業務執行を行うべき義務を有していたのにこれを怠り、違法な本件取引に係る業務を遂行し、あるいは、これが行われるのを漫然と放置し、代表取締役としての任務を懈怠し、当該任務懈怠に故意又は重過失があったものであるから、会社法429条1項に基づき、その任務懈怠によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

イ 被告西山を除くその余の被告らの責任

（ア）金融商品に各種リスクが存する以上、金融商品を取り扱う業者がこれを勧誘・販売してそのような危険を社会生活に持ち込む際には、その一従業員であっても、金

融商品取引秩序に基づき高度の注意義務を負い、その従業員は、自らが販売、勧誘する金融商品につき、使用者等からの商品説明に異常性の端緒があれば自ら調査を行い、違法な商法ではないかを覚知し、その金融商品の取引が違法である場合にはこれを勧誘してはならない義務を有するものというべきである。

(イ) 被告佐藤、被告土岐、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告竹ヶ原及び被告本橋は、訴外会社の営業担当従業員として、顧客に対し、本件取引の勧誘を行い、被告小田切は、訴外会社の事務職員として、書類作成等を行い、当該勧誘行為を補佐していたところ、訴外会社における顧客に対する勧誘に際して利用されていた本件説明書（甲2）には、本件取引の仕組みについて相対取引であることが明記されているのであるから、訴外会社の営業担当従業員としては、少なくとも本件取引が賭博に該当するものであると認識することは容易であったものというべきである。このことに、訴外会社が資本金100万円、従業員若干20名程度の小規模な組織であることをも併せ考慮すれば、被告西山を除くその余の被告らは、被告小田切を含め、いずれも本件取引の違法性を認識し、あるいは、容易に認識し得たものというべきである。

(ウ) 被告土岐は、本件取引又は自らが行った勧誘が違法なものであることを容易に認識し得たものであるから、顧客に対し、本件取引の勧誘をしてはならない義務を負っていたものであるところ、前記のとおり、原告に対して直接違法な勧誘をしたものであるから、不法行為に基づき、その勧誘によって原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

(エ) 被告佐藤、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告小田切、被告竹ヶ原及び被告本橋は、原告に対し、直接本件取引の勧誘をしていたものではないが、本件取引が違法なものであることを容易に認識し得たものであり、それにもかかわらず、被告西山らからの指示に従い、営業担当として顧客に対する本件取引の勧誘を行い、あるいは、書類作成等の事務職として当該勧誘行為を補佐するなどして各自役割を分担し、それぞれが訴外会社の組織的な営業活動において不可欠な役割を担い、共同してその営業活動を遂行していたのであるから、それぞれが訴外会社の組織的な違法行為に加担し、

原告に対する不法行為を助長又は幫助したものである。したがって、上記被告ら7名は、原告に対し、本件取引の勧誘によって原告に生じた損害について共同不法行為責任（民法709条、民法719条1項）を負う。

（被告らの主張）

ア 被告西山は、訴外会社の代表取締役を務めていた間、違法な本件取引に係る業務を遂行し、あるいは、これが行われるのを放置した事実はない。

したがって、被告西山に訴外会社の代表取締役の業務執行に関する任務懈怠やその任務懈怠に故意や重過失があったということはなく、不法行為又は会社法429条1項に基づき、原告に生じた損害を賠償する責任を負うものではない。

イ 訴外会社の営業担当従業員による業務は、訴外会社の事務所の4階に所在する営業部で行われ、その内容は、勧誘対象者に対し、資料を送付して勧誘するなどし、契約締結に至った場合は顧客と会って契約書類を取り交わし、出資金を受領するというものであった。顧客との間で本件取引に係る契約が成立すれば、その案件は、訴外会社の事務所の5階に所在する本部の扱いとなり、以後は、本部の指示によって当該顧客担当者が当該顧客に追加投資等の案内などをしていたにすぎない。それゆえ、訴外会社の営業担当従業員は、顧客から受け取った金員の運用、訴外会社の運営及び資金繰り等について全く知らなかった。

原告に係る営業担当者は、小松であり、被告土岐は、上司に言われ、形式的に原告に対する本件取引の勧誘に関与したにすぎない。また、被告佐藤、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告竹ヶ原及び被告本橋は、指示された勧誘対象者に対してのみ勧誘を行っていたものであり、他の営業担当従業員が顧客に対してどのような勧誘を行っているかについては全く知らず、原告に対する本件取引の勧誘についても全く知らなかった。

被告小田切は、訴外会社の事務職員であり、訴外会社の事務所の4階に所在する営業部において、事務所の掃除やコピー、指示された書類の作成等を行っていたものであり、訴外会社の業務内容、本件取引の実態、集めた資金の運用実態などについては

全く知らなかった。

したがって、被告土岐は、小松と共にした本件取引の勧誘によって原告に生じた損害について不法行為責任を負うものではなく、被告土岐及び被告西山を除く被告ら7名も、これについて共同不法行為責任を負うものではない。

(3) 原告に生じた損害（争点3）

（原告の主張）

本件取引によって原告に生じた損害は、次のとおりである。

ア 支払済みの委託保証金相当額の損害金 1550万円

イ 弁護士費用相当額の損害金 155万円

（被告らの主張）

原告の主張は否認し、争う。

訴外会社は、原告に対し、合計192万1500円を支払ったのであるから、同額が原告の損害額から控除されるべきである。

(4) 委託保証金支払の不法原因給付該当性（争点4）

（被告らの主張）

本件取引が公序良俗に反する賭博に該当するというのであれば、原告もまた公序良俗に反する賭博をしたことになるのであり、原告から訴外会社に対する本件取引に係る委託保証金の支払は、不法原因給付に該当するから、原告は、民法708条本文に基づき、被告らに対し、その返還を請求することができない。

（原告の主張）

被告らの主張は、争う。

(5) 本件承諾書を取り交わしたことに基づく損害賠償請求権の消滅（争点5）

（被告らの主張）

原告と訴外会社は、平成26年1月8日、本件承諾書（乙2）を取り交わし、本件取引について、清算金が759万7373円であり、他に債権債務がないこと、第三者や他の機関などに異議申立てをしないこと等を合意したから、これによって、原告

の被告らに対する損害賠償請求権は消滅した。

(原告の主張)

原告と訴外会社の間で何らかの合意がなされていたとしても、それは飽くまで原告と訴外会社との間で締結されたにすぎないものであるから、本件承諾書の合意の効力は、原告と被告らの法律関係に及ばない。また、本件承諾書は、取引の終了における精算の際に形式的に徴求されるものである上、原告が同承諾書を作成した時点において、原告と訴外会社との間には証拠金の精算について争いが生じていたわけではなく、本件取引に関して債権債務がないことを相互に確認すべき必要などなかったから、同承諾書が法的効力を有するということはできない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

(1) 証拠(甲2, 3, 4の1~7, 甲5, 6, 8, 乙2~11, 原告本人, 被告西山本人, 被告佐藤本人, 被告土岐本人)及び弁論の全趣旨を総合すれば、争いのない事実を含め、次の事実が認められる。

ア 当事者等

原告は、昭和10年■■月■■日生まれ(本件取引開始時76歳)の女性であり、本件取引の勧誘を受けた平成24年10月上旬当時、2000万円の資産を保有していたが、収入は、年金のみであった。また、その当時、イーパートナーズ株式会社及び株式会社テクノとの間で投資関係の取引をしていた。

訴外会社は、金融商品取引を業務として行っていたが、金融商品取引に関する許可や登録を受けておらず、顧客から預かった委託保証金についても、会社の資産と分別管理をしていなかった。

被告西山は、原告が本件取引の勧誘を受けた平成24年10月上旬から訴外会社に対して最後に金員の交付をした平成25年5月17日までの間の当時、訴外会社の代表取締役であった者であり、月に二、三度、訴外会社に出勤していた。

被告佐藤、被告土岐、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告竹ヶ原及び被告本橋は、

上記の当時、訴外会社の営業担当従業員であり、自ら担当する顧客に対し、本件取引の勧誘をしていたが、いずれも証券外務員の資格を有していなかった。

被告小田切は、上記の当時、訴外会社の事務職員であり、訴外会社事務所の掃除、営業担当従業員からの郵送物の発送、社会保険事務所の手続、営業担当従業員の書類のまとめ、文具の購入、書類のコピーなどの業務に従事していた。

イ 本件取引の仕組み

本件取引は、取引単位を1000メトリックトン、呼び値をユーロ建/1メトリックトン、保証金を20万円/1枚、追加保証金を必要保証金の50%相当、売買手数料を1枚あたり往復2万1000円として、顧客と訴外会社の間でCO2排出権の売買（相対取引）をして差金決済を行うというものである。本件取引に適用される取引レートは、訴外会社がH2トレーディングとの間で本件取引に係るカバー取引を行うことを前提として、ECX（欧州気候取引所）及びカバー取引先における取引レートを基準として、訴外会社がツウウェイ方式により提示するものとされ、取引期限については、毎営業日午後4時をロールオーバー時間とする自動ロールオーバー方式が採られ、帳入値段については、訴外会社の提示価格とされている。

しかし、訴外会社は、実際には、H2トレーディングとの間で、本件取引に係るカバー取引を行っていなかった（被告らは、H2トレーディングの具体的な会社情報を明らかにせず、また、訴外会社がH2トレーディングとの間でカバー取引を行っている事実を窺わせる契約書、入出金履歴の証拠を提出するものでもない以上、訴外会社は、実際に上記のカバー取引を行っていなかったものと認めざるを得ない。）。

ウ 営業担当従業員による営業活動

訴外会社の事務所は、東京台東区上野5丁目内の第6協立ビルの4階及び5階に各1室ずつ、2フロアに分かれて設けられ、同ビル4階に所在する営業部には、10人弱の営業担当従業員が就業しており、同ビル5階に所在する本部には、役員が勤務していた。

訴外会社の営業担当従業員は、それぞれ訴外会社の顧問である奥田誠（以下「奥田

顧問」という。)から本件取引における具体的な勧誘の方針や指示等を受け、その指導の下で営業活動を行っていた。

訴外会社の営業担当従業員は、顧客との間で本件取引に係る契約が成立した後は、その契約関係書類や顧客から預かった委託保証金を本部にいる奥田顧問に渡すことになっており、それ以降は、本部において、上記書類や委託保証金を管理していた。

訴外会社においては、顧客が本件取引に係る追加注文をする際、当該顧客を担当する営業担当従業員が電話により注文を受けるという取扱いがされていた(この事実は、本件説明書(甲2)の7頁の記載から、明らかである。)

エ 原告がした本件取引の経緯

(ア) 小松は、平成24年10月の初め頃、原告に電話を掛け、本件取引を勧誘した上、同月10日、被告土岐と共に、本件取引の概要が記載されている本件説明書(甲2)などを携えて原告宅を訪問し、さらに、原告に対し、本件取引を勧誘した(なお、被告土岐及び小松が、上記勧誘の際、原告に対し、本件説明書の記載内容以上に本件取引の説明をし、本件取引に関して原告の適合性審査を行った事実を認めるに足りる証拠はない。)

原告は、被告土岐らからの勧誘を受け、同日、訴外会社に対して、「口座開設申込書兼約諾書」(甲3)を提出して本件取引を開始し、その後、原告のもとを訪れるなどした小松や被告土岐に対し、以下のとおり、複数回にわたり、委託保証金を交付し、訴外会社に対し、合計1550万円を支払った。

- ① 平成24年10月15日 300万円
- ② 同月31日 300万円
- ③ 同年11月14日 300万円
- ④ 同年12月4日 300万円
- ⑤ 平成25年1月15日 200万円
- ⑥ 同年2月28日 100万円
- ⑦ 同年5月17日 50万円

(イ) 訴外会社は、原告に対し、フナハシなる訴外会社の従業員を通じて配当金の連絡をし、本件取引終了までの間に192万1500円を支払うとともに、売買差損がマイナス556万1127円、証拠金残高が759万7373円である旨の平成25年12月26日付け「売買報告書及び残高報告書（再発行）」（甲5。以下「本件報告書」という。）と題する書面を送付した。本件報告書の「本日の取引明細」欄には、注文番号、銘柄、枚数、約定価格等の取引の内容が記載されていたが、各注文に係る約定日時についての明確な記載がなかった。このほかに、訴外会社が原告に対して本件取引経過に関する通知をしたことはなく、原告は、本件取引の開始から終了に至るまでの間、当時のCO2排出権価格や上記報告書の内容以外の取引の途中経過を知ることができなかった。

(ウ) 原告及び訴外会社は、平成26年1月8日、平成25年12月20日の取引をもって本件取引を終了させ、清算金を759万7373円とする旨が記載された本件承諾書（乙2）を取り交わした。

(2) 被告らは、訴外会社の営業担当従業員は、顧客から受け取った金員の運用等について全く知らなかった旨を主張し、これに沿う証拠（乙4～8、10、11、被告土岐本人、被告佐藤本人、被告西山本人）もある。

前記認定事実によれば、訴外会社の営業担当従業員は、顧客との間で本件取引に係る契約が成立した後は、その契約関係書類や顧客から預かった委託保証金を、営業部とは事務所のフロアが異なる本部にいる奥田顧問に渡すことになっており、それ以降は、本部において、上記書類や委託保証金を管理していたものと認められ、営業担当従業員が直接に当該委託保証金の管理・運用に関わることはなかったことがうかがわれる。しかしながら、他方、訴外会社においては、顧客が本件取引における追加注文をする際、当該顧客を担当する営業担当従業員が電話により注文を受けるという取扱いがされ、実際に小松や被告土岐において、原告が本件取引を開始した後に原告から委託保証金の交付を受けるなどしていたというのであり、訴外会社の営業担当従業員は、顧客との間で本件取引に係る契約が成立した後も、引き続き当該顧客に対する営

業活動を行っていたものと認められる。このことに、訴外会社が営業担当従業員総数10人弱程度の小さな規模のものであること、営業担当従業員は、いずれも奥田顧問から本件取引における具体的な勧誘の方針や指示等を受け、その指導の下で営業活動を行っていたこと、営業担当従業員としては、顧客から預かった委託保証金がどのように管理・運用されているのかについて顧客から問合せがされることもあり得る以上、これを全く知らないままに営業活動を続けるというのは、いかにも不自然であるといわざるを得ないことなどの事情を併せ考えれば、訴外会社の営業担当従業員は、本件取引の基本的な仕組みのほか、少なくとも顧客から預かった委託保証金が訴外会社において実際にどのように管理・運用されていたのかという点について、これを認識していたものと認めるのが相当である。

営業担当従業員が顧客から受け取った金員の運用等について全く知らなかった旨の被告らの上記主張に沿う証拠については、少なくとも上記認定に反する限度で信用することができず、その主張は、採用することができない。

2 争点1（本件取引の違法性等）について

(1) 前記認定事実によれば、訴外会社は、原告との間の1年以上にわたる本件取引の継続期間中、原告に対し、本件報告書以外に本件取引経過に係る報告をしたことがなかったものであり、また、本件報告書の内容も、各注文の約定日時が明確に記載されておらず、本件承諾書（乙2）の内容とも齟齬が生じており（本件報告書の証拠金残高と本件承諾書にそれぞれ記載された清算金の額は、相違がないものの、本件報告書には、平成25年12月26日の取引の明細が記載される一方で、本件承諾書には、同月20日の取引終了をもって本件取引を終了させる旨の記載がある。）、それが真の原告と訴外会社との間の取引内容を示すものであるか疑わしいといわざるを得ないのであり、これらの事情に、訴外会社が本件説明書で行うとしていたカバー取引を行っていなかったこと、原告から預かった委託保証金の訴外会社における管理運用の実態が具体的に明らかではないことなどの事情をも併せ考えると、訴外会社は、実際には、原告との間で、CO2排出権を客体としてこれを売買するという実体のある取

引を行っていなかったものと認めるのが相当である。そうすると、原告が訴外会社との間で行った本件取引については、CO₂排出権取引としての実体がないのに、その実体があるかのように装い、訴外会社に金員を交付しても原告に利益が生じる余地が全くないにもかかわらず、委託保証金名目で金員を交付させたものであるといわざるを得ず、詐欺行為に該当するものというべきである。

(2) また、仮に、原告が訴外会社との間で行った本件取引について、CO₂排出権を客体とする売買としての実体があったとしても、前記認定事実によれば、本件取引は、原告が訴外会社との間でユーロ建によりCO₂排出権の売買をして差金決済を行うというものであり、売買差金の額については、原告が売買した際のCO₂排出権の価格を当時のユーロ円間の為替レートによって換算した額と、その後原告が再度売買した際のCO₂排出権の価格を当時のユーロ円間の為替レートによって換算した額の差異によって算出されるというものであると認められる。かかる本件取引の仕組みに照らせば、原告も訴外会社も、CO₂排出権価格及びユーロ円間の為替レートを予見することができず、また、CO₂排出権価格及びユーロ円間の為替レートを自由に支配することができないものであるから、本件取引は、偶然の事情によって利益の得喪を争う行為であって、刑事罰をもって禁止される賭博に該当し、公序良俗に反する違法な取引であるといわざるを得ない。そして、前記認定事実によれば、訴外会社は、金融商品取引に関する許可・登録を受けているものではなく、各営業担当従業員に証券外務員など勧誘行為の適法性を担保するための資格を取得させないまま勧誘を行わせ、顧客からの預かり資産は分別管理せず、カバー取引も行っていないことが認められるのであり、本件取引について正当業務行為と認めるべき事由は、特段見当たらず、その違法性が阻却されるものではない。

(3) 以上によれば、本件取引は、詐欺行為又は賭博に該当する違法なものであると認められる。

3 争点2（被告らの責任原因）について

(1) 被告西山及び被告小田切を除く被告ら7名の責任について

ア 被告土岐の責任について

業として金融商品の勧誘をする者（金融商品を取り扱う業者の従業員として金融商品の取引の勧誘を行う者を含む。）は、当該金融商品の取引が詐欺行為又は賭博に該当する違法なものであり、そのことを認識し、あるいは、認識し得る場合には、信義則に基づき、顧客に対して当該金融商品の取引を勧誘してはならない義務を有し、その義務に違反して当該金融商品を勧誘した場合には、その勧誘行為も違法性を帯びるものというべきである。

本件取引は、詐欺行為又は賭博に該当する違法なものであると認められるところ、前記認定事実によれば、被告土岐は、本件取引を行う訴外会社の営業担当従業員として、本件取引の基本的な仕組みと共に、顧客から預かった委託保証金が訴外会社において実際にどのように管理・運用されているのかを認識した上で、小松と共に原告宅に赴き、原告に対し、本件取引を勧誘したというのであるから、本件取引がCO₂排出権取引としての実体がなく、詐欺行為に該当すること、又は賭博に該当することを認識していたものと認めるのが相当である。

したがって、被告土岐が小松と共に原告に対してした本件取引の勧誘も、違法であるといわざるを得ず、被告土岐は、不法行為に基づき、原告に対し、本件取引の勧誘によって生じた損害を賠償する責任を有するものというべきである。

イ 被告佐藤、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告竹ヶ原及び被告本橋の責任について

本件取引は、詐欺行為又は賭博に該当する違法なものであると認められるところ、前記認定事実によれば、被告佐藤、被告鈴木、被告亀井、被告平澤、被告竹ヶ原及び被告本橋は、本件取引を行う訴外会社の営業担当従業員として、本件取引の基本的な仕組みと共に、顧客から預かった委託保証金が訴外会社において実際にどのように管理・運用されているのかを認識していたものであり、被告土岐と同様、本件取引がCO₂排出権取引としての実体がなく、詐欺行為に該当すること、又は賭博に該当することを認識していたものと認めるのが相当である。そして、営業担当従業員総勢10

人弱が、いずれも同じ部屋において就業し、奥田顧問からの指示・指導の下、本件取引の勧誘を行っていたことなどの事実関係を併せ考えると、訴外会社の役員及び営業担当従業員は、一体となって組織的に顧客に対する違法な本件取引の勧誘を行っていたものと認めるのが相当であり、上記被告ら6名は、直接には原告に対する本件取引の勧誘を行ったものではないものの、被告土岐及び小松が原告に対して本件取引を勧誘するに当たり、少なくとも、自らその組織的な違法行為の一翼を担い、被告土岐らと同様に顧客に対して本件取引を勧誘することにより、被告土岐らが違法行為に及ぶことを容易にし、これを助長又は幫助したものであると認められる。

したがって、上記被告ら6名は、被告土岐らによる不法行為に加担した共同不法行為者として、民法719条1項に基づき、原告に対し、それぞれ連帯して（被告土岐とも連帯して）被告土岐らの本件取引の勧誘によって生じた損害を賠償する責任を有するものというべきである。

(2) 被告西山の責任について

被告西山には、原告が本件取引をした当時、訴外会社の代表取締役として、訴外会社の事業が適法なものとなるように業務執行を行うべき任務があったところ、これまでに認定判断したところによれば、被告西山は、本件取引がCO2排出権取引としての実体がなく、詐欺行為に該当すること、又は賭博に該当することを知り得たにもかかわらず、訴外会社の営業担当従業員である被告土岐らが原告に対する本件取引の勧誘をし、原告に対する不法行為に及ぶことについて、少なくともこれを漫然と放置したものであると認められるから、被告西山には代表取締役として業務執行を行うに当たり任務懈怠があり、当該任務懈怠に少なくとも重過失があったものといわざるを得ない。

したがって、被告西山は、会社法429条1項に基づき、原告に対し、被告土岐らによる本件取引の勧誘について損害賠償責任を負う者と連帯して、その勧誘によって生じた損害を賠償する責任を有するものというべきである。

(3) 被告小田切の責任について

前記認定事実に照らせば、被告小田切は、訴外会社の事務職員として、訴外会社事務所の掃除や、営業担当従業員からの郵送物の発送、文具の購入、書類のコピー等の業務に従事していたにすぎず、本件取引の勧誘の業務に従事していたものではないことが認められ、訴外会社が小規模の組織であることなどを考慮しても、被告小田切が営業担当従業員と同様に、本件取引の基本的な仕組みや顧客から預かった委託保証金の管理・運用について認識していたと認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、被告小田切は、訴外会社の役員及び営業担当従業員と一体となって組織的に顧客に対する違法な本件取引の勧誘を行っていたとまでは認められず、被告土岐及び小松の原告に対する本件取引の勧誘について、共同不法行為者としての責任を負うものではないというべきである。

(4) 以上によれば、被告小田切を除く被告ら8名は、原告に対し、連帯して、被告土岐及び小松の本件取引の勧誘によって生じた損害を賠償する責任を有するものというべきである。

4 争点3 (原告に生じた損害) について

(1) 前記認定事実によれば、原告は、被告土岐及び小松の勧誘を受け、これに応じて、訴外会社に対し、本件取引の委託保証金として1550万円を支払ったのであるから、被告土岐及び小松の本件取引の勧誘により同額の損害を受けたものと認められる。

また、本件事案の難易、請求額、損害額等にかんがみると、本件訴訟を提起するのに要した弁護士費用相当額の損害のうち、被告土岐及び小松の本件取引の勧誘と相当因果関係のある金額は、155万円であると認めるのが相当である。

(2) この点、被告らは、訴外会社が原告に対して192万1500円を支払ったのであるから、同額が損害額から控除されるべきであると主張する。

しかし、既に判示したとおり、本件取引は、詐欺行為又は賭博に該当する違法なものであり、被告土岐及び小松は、このことを認識した上で、原告に対して本件取引を勧誘したものであるところ、前記認定事実によれば、原告は、本件取引について理解

が不十分なままに本件取引を行うこととしたことが認められ、被告土岐及び小松の原告に対する本件取引の勧誘は、原告を賭博に一方的に誘引するものであったと言わざるを得ない。また、被告土岐及び小松の原告に対する本件取引の勧誘は、原告に対する欺罔行為そのものであったと認められる。そうすると、当該出損は、原告をして本件取引が正常な取引であると誤信させ、引き続き委託保証金の提供を受けるため、あるいは、本件取引が違法であることの発覚を防ぐためにされたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記金員の交付によって原告が得た利益は、不法原因給付によって生じたものというべきであり、本件損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から上記金員の額を控除することは許されないものというべきである（最高裁平成19年授第1146号平成20年6月24日第三小法廷判決・裁判集民事228号385頁参照）。被告らの上記主張は、採用することができない。

5 争点4（委託保証金支払の不法原因給付該当性）について

被告は、本件取引が公序良俗に反する賭博に該当するというのであれば、原告もまた公序良俗に反する賭博をしたことになるのであり、原告から訴外会社に対する本件取引に係る委託保証金の支払は、不法原因給付に該当するから、原告は、民法708条本文に基づき、被告らに対してその返還を請求することができない旨を主張する。

しかしながら、本件取引が賭博に該当することを前提とすると、被告土岐及び小松の原告に対する本件取引の勧誘は、原告を賭博に一方的に誘引するものであったと認められるのは、前判示のとおりであり、本件取引における不法の原因は、もっぱら被告らに存するものと評価せざるを得ない。

したがって、原告が本件取引に係る委託保証金の支払について、被告らに対して損害賠償請求をすることは、民法708条ただし書の趣旨により、妨げられるものではないものというべきである。被告らの上記主張は、採用することができない。

6 争点5（本件承諾書を取り交わしたことに基づく損害賠償請求権の消滅）につ

いて

被告らは、原告と訴外会社が、本件承諾書（乙2）を取り交わし、本件取引について、清算金が759万7373円であり、他に債権債務がないこと、第三者や他の機関などに異議申立てをしないこと等を合意したから、これによって、原告の被告らに対する損害賠償請求権が消滅した旨を主張する。

しかしながら、本件承諾書については、その記載内容からすれば、原告が訴外会社との間において、他に債権債務関係のないことを確認し、そのことについて第三者や他の機関などに異議申立てをしないことを合意したものにすぎないと認められ、それ以上に、被告らに対する損害賠償請求権についても、これを放棄する趣旨まで含むものと認めることはできず、他に原告の被告らに対する損害賠償請求権が消滅した事実を認めるに足りる証拠はない。被告らの上記主張は、採用することができない。

7 結論

以上によれば、原告の請求のうち、被告小田切に対する請求は、理由がなく、その余の被告らに対する請求は、理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁判長裁判官 中 吉 徹 郎

裁判官 真 野 さ や か

裁判官 高 田 浩 平

これは正本である。

平成 28 年 12 月 26 日

東京地方裁判所民事第 3 2 部

裁判所書記官 三輪 英梨子